

副本

平成 29 年（ワ）第 24 号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇 外 607 名

被告 佐世保市 外 1 名

意見書

平成 30 年 10 月 30 日

長崎地方裁判所 佐世保支部 民事部合議係 御中

被告佐世保市訴訟代理人

弁護士 山口 雅司

弁護士 藤井 大祐



上記当事者間の御序平成 29 年（ワ）第 24 号事件について、原告らの平成 30 年 9 月 25 日付け証拠の提出及び証拠調べに関する意見書に対し、被告佐世保市は、下記の通り意見を述べる。

記

1 原告らの意見の要旨

原告らは、上記意見書において、要旨

- ① 必要水量を 117,000 m³/日としている平成 24 年度水需要予測はでたらめである、
- ② 被告佐世保市が慣行水利権を保有水源として認めないことは誤りで、平成 24 年度水需要予測のとおり水需要が伸びたとしても、水不足は生じない、
- ③ 平成 24 年度水需要予測が「適切」だとしても、現時点では全く（予測が）外れていて、今後の水需要は現在の状態で推移するから、将来的に石木ダムがなくとも水需要不足は起こらないから、石木ダムは不要であると主張して、慣行水利権や取水量、平成 24 年以降の取水量の実績について求釈明をしている。

2 回答の必要性について

(1) 権利侵害の不存在

しかしながら、これまで、答弁書等で再三主張しているとおり、原告らの主張する権利は、差止めを基礎づけるような具体的な権利たり得ないものであるか、あるいは権利性を仮に認めるとしても、本件で具体的な侵害事実はないと言わざるを得ない。

すなわち、原告らが繰々主張するダムの必要性の点について検討するまでもなく、本件請求は速やかに棄却されるべきものであって、釈明に回答する必要性自体を認め難い。

(2) 水需要予測と実績の乖離の検討は有意ではない

さらに、原告らは、準備書面10等を見る限り、結局、平成24年度以降の実績と予測に乖離があると主張したいのかもしれない^{*1}が、被告佐世保市は、水道法に基づく責務（答弁書11頁等）を果たすために、水道施設設計指針（丙3）に基づいて水需要予測を行っており、これも再三主張してきた（被告佐世保市第1準備書面5頁以下、同第3準備書面2頁）とおり、水需要予測は、負荷率・安全率を考慮して算定されていることや、非常時の対応に備えた危機管理水量を含めていること^{*2}等にも鑑みれば、原告らがことさらに主張する予測と実績の乖離は、水需要予測の基本的な性格についての理解を誤った失当なものなのである。

よって、かかる見地からも、平成24年度以降の取水量の実績等について釈明に回答する意味を見出し難い。

(3) 本件審理の進行状況

加えて、本件では、平成30年6月27日の進行協議において、別訴判決後の新たな主張はない、という整理がなされており、その後、人証

*1 なお、原告らの主張（準備書面10において援用する控訴理由書）において、「実績」として扱われている1日最大給水量の場合、計画値は過去最小負荷率に備えたものとなっているが、実績値は常に過去最少を記録するわけではない。このことからも、予測値（計画値）と実績値の差異をもって、直ちに予測の適否を評価することはできないことは明らかである。

*2 例えば、平成24年度水需要予測においては、日量約11万7千m³の水源施設が必要であるとしているところ、平成27年度には寒波災害の影響により、計画値を超える取水実績（12万6千m³）が記録されたこともあるのである（丙9の2・平成28年度佐世保市水道局事業概要（抜粋）の1日最大給水量欄）。

の整理の段階に入ったものと理解している。

原告らが、平成24年以降の実績と予測の乖離を主張として追加したいのであれば、かかる整理にも反することとなる。

(4) まとめ

以上の点に鑑みると、被告佐世保市としては、原告らの求釈明に回答することは、本来不要であるとも思料されるところである。

もっとも、提出の要否・適否といった議論により、無用に争点を拡散させ、さらに審理の長期化を招くのは被告佐世保市としても本意ではない。よって、原告の求釈明に対して、後記3の限りにおいて回答するところではあるが、これ以上の求釈明に対しては、上記で述べたところからしても、応じかねる。

被告佐世保市としては、既に人証に対する意見も提出済みであり、この点を早期に確定した上で審理促進を求める。

3 原告らの求釈明に対する回答

以上を前提に、原告らの求釈明に対する個別の具体的回答等は、以下のとおりである。

(1) 全く取水できない日が10日以上あるのは「平成19年」か「平成19年度」か、及び「四条橋」「三本木」「相浦川」の取水量、流量、渴水流量（釈明事項(1)ア、イ、ウ）

取水量について、丙5・平成19年度取水実績一覧表及び丙6・平成24年度～平成29年度取水実績一覧表を提出する。なお、流量及び渴水流量について、被告佐世保市は、求釈明対象河川の毎日の流量については観測しておらず、渴水流量についても、被告佐世保市は河川管理者ではないので承知していない。

そして、「平成19年」か「平成19年度」か、との点について、上記丙5・平成19年度取水実績一覧表からすると、釈明的回答としては「平成19年度」ということになる*1。

なお付言するに、被告らは本件訴訟第10準備書面で援用されている

*1 なお、別訴での国作成の証拠説明書においても、乙B第22号証の立証趣旨は、「平成19年度において、三本木取水場は、届出水量分を取水できていない日が多く、四条橋取水場は、届出水量分を取水できた日がないこと」とされているようである。

(別訴における) 控訴理由書(その1)の91頁以下で、別訴乙B22について論難しているが、その要旨は詰まるところ

- ・中央の大きなグラフは、ただのイメージ図に過ぎない、
- ・他の3つのグラフも、目盛り等もはっきりしない

から、この資料だけでは、別訴第一審判決のように「平成19年において、四条橋取水場では、年間を通じて届出水量分を取水できた日は1日もなく、まったく取水できなかつた日もあつた。三本木取水場でも、届出水量分を取水できなかつた日が一定程度あり、わずかな水量しか取水できなかつた日もあつた」(甲E4・87頁)とは認定できない、というものである。

しかるに、別訴の乙B第22号証に加え、本件訴訟における丙5をあわせ見れば、平成19年度の四条橋及び三本木の取水状況は明確になり、ひいては別訴乙B第22号証による別訴第一審判決の認定が適正なものであることは容易に確認できる。

(2) 平成19年度の九州電力等からの水利権の一部融通、特例取水、民間井戸からの放流等について(釈明事項(1)エ)

丙5・平成19年度取水実績一覧表または丙7・渇水対策報告書(具体的には13頁以下)記載のとおりである。

(3) 相浦川の水利権を許可するに当たり作成した資料について(釈明事項(2))

原告らの釈明の趣旨が、被告佐世保市が長崎県に許可を求めるにあたり作成された資料^{*1}という点にあるとすれば、河川法施行規則11条(流水の占用の許可等の申請)に従って被告佐世保市が提出したのは、甲B24に加えて、丙8(申請添付参考資料一式)のみである。

(4) 慣行水利権を不安定水源と位置付けた理由(釈明事項(3))

既に答弁書15頁以下及び第1準備書面6頁以下で説明したとおりで

*1 原告らは「『相浦川』の水利権を許可するにあたり作成された資料全部」と述べるが、許可の主体である河川管理者は長崎県であつて、被告佐世保市は許可をする立場にはない(甲B24)。

ある（なお、丙5・平成19年度取水実績一覧表及び丙7・渇水対策報告書等は、慣行水利権の不安定性を補足するものといえる）。

- (5) 平成24年度から29年度までの、佐世保市の人口等の詳細な実績
丙6・平成24年度～平成29年度取水実績一覧表及び丙9の1・平成
25年度佐世保市水道局事業概要（抄本）及び丙9の2・平成28年度
佐世保市水道局事業概要（抄本）記載のとおりである。

以上